

## 本市関係施設の水道料金等に関する事務要領

制 定 昭和 61 年 6 月 17 日課長決  
最近改正 令和 5 年 3 月 23 日営業企画担当課長決

### (趣旨)

第 1 条 この要領は、本市関係施設の水道料金等に関する事務処理について、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第 2 条 この要領における本市関係施設とは、本市の所管する施設で、本市が水道料金等を負担するものをいう。ただし、市の管理する中高層住宅の差額料金等は除く。

### (調定)

第 3 条 水道料金等の調定は、本市関係施設が所在する水道センターにおいて計上する。

2 水量更正による調定変更は、更正事務処理を行った後に、営業所オンラインシステムの臨時調定・調定更正画面（以下「臨調画面」という。）により行い、入力した臨調画面のコピーをお客さまサービス課あてに送付する。

### (請求)

第 4 条 水道料金等の請求は、お客さまサービス課が、本市関係施設を所管する部局ごとに集約し、一括で行う。

### (還付)

第 5 条 水道料金等の還付が発生した場合は、本市関係施設を所管する部局又は会計室が発行する納付書により、お客さまサービス課が手続きを行う。

## 附 則

1. この規定は、昭和 61 年 7 月 1 日から施行する。

2. 「本市関係水せんの取扱いについて」（昭和 42 年 2 月 16 日局長決）は、廃止する。

## 附 則

この規定は平成 15 年 12 月 15 日から施行する。

## 附 則

この改正規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

## 附 則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

## 附 則

1. この規程は、平成 20 年 7 月 1 日から施行する。

2. 施行日以後システム更新が完了していない事務処理については、なお従前の例による。

## 附 則

この規程は、平成 23 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 5 月 2 日から施行する。

附 則

この改正規定は、令和 5 年 3 月 23 日から施行する。